

下記を記入の上、日本中小企業診断士協会連合会までメールにて送信してください。

メールアドレス : news@jf-cmca.jp

一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会 御中

加入者コード
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

中小企業診断士賠償責任保険 加入依頼書兼契約内容変更依頼書

(中小企業診断業務特約・情報漏えい危険担保特約等付帯専門的業務賠償責任保険)

ご加入時の確認事項

加入依頼者は各都道府県協会の会員及び会員が所属する法人であることを確認のうえ、以下のとおり加入を依頼します。加入依頼書裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について同意いたします。

団体契約について

この保険は一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会を保険契約者とし、本協会会員及び会員が所属する法人を記名被保険者とする中小企業診断業務特約・情報漏えい危険担保特約等付帯専門的業務賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が有します。募集や照会応答は代理店が行います。

加入 依頼 者	加入依頼日 (脱退・変更の場合はそれらの事由が発生した日)	(西暦) 年 月 日	郵便番号	〒	—	
	ご連絡先	TEL () —	FAX () —			
		E-mail				
	住所	[カナ] (必ず記入ください)				
		[漢字]				
☆加入者(記名被保険者)名 個人でご加入される方:事務所名・氏名 法人でご加入される方:法人名・代表者名	[カナ] (必ず記入ください)				ご加入時の確認事項 確認印兼用 	
	[漢字]					
ご所属の都道府県協会名						

加入内容

加入期間	2026年2月1日午後4時から2026年9月1日午後4時まで				
加入タイプ ※各パターンの支払限度額は裏面をご参照ください。	A	B	C		
☆従業員数	中小企業診断士	名	補助者	名	
中小企業診断士 氏名+資格登録番号 ※中小企業診断士が4名以上所属する事務所の場合は別紙名簿を添付してください。 ※非会員の方はご加入できません。	① 氏名	登録番号	会員である		
	② 氏名	登録番号	会員である		
	③ 氏名	登録番号	会員である		
保険料					
保険料 (情報漏えい危険担保特約を含む)	① 中小企業診断士 1名当り	円 ×	名 =	円	
	② 補助者 1名当り	円 ×	名 =	円	
				保険料合計 (①+②)	円

※翌年度以降に団体内の自動継続が適用される場合はあらかじめご指定いただいた預金口座からの引き落としになります。

★他の保険契約等 (*)	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	引受保険会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額(保険金額)
-----------------	--	--	---------	--------	-----	-------------

(*)共済契約を含みます。

★告知事項申告欄					どちらかに○をお付けください。
1	本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)。				<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)。				<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	上記1~2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容を記入ください。				<input type="text"/>



★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また変更の内容によってご契約を解除することができます。

必ず裏面もご覧ください。

2025年11月作成 25TC-003723

タイプ別支払限度額	タイプ	支払限度額				免責金額 (自己負担額)	
		基本部分		情報漏えい危険担保特約(全件付帯)部分につきましては、いずれのタイプも基本部分の保険期間中支払限度額の枠内			
		1請求あたり	保険期間中	1請求あたり	保険期間中		
A	500万円	1,000万円		300万円	300万円	5万円	
B	1,000万円	2,000万円					
C	2,000万円	4,000万円					

タイプ別保険料	タイプ	保険料(情報漏えい危険担保特約を含む)		
		中小企業診断士 1名	中小企業診断士 2名以上	補助者 1名あたり
		A	6,940円	5,240円×人数
B	9,000円	7,300円×人数	880円	
C	11,030円	9,330円×人数	1,190円	

保険料は、2026年2月27日ご指定の口座より引落となります。
2月27日に引落がされなかった場合は、保険始期に遡って加入が取消となりますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のため、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。